

調査報告書

(上場会社における資産流用事案の手口と発覚の端緒等)

2022年7月28日

みんなで創る不正対応研究会

執筆代表 公認不正検査士 清水真一郎

同 松尾宗太郎

同 神村 泰輝

同 原 都志也

第1 本調査報告書作成の背景

「みんなで創る不正対応研究会」は、公認不正検査士の有志で構成される研究会である。研究会員は、事業会社の管理部門や内部監査部門で勤務する役職員、民間シンクタンク、弁護士・公認会計士等の士業、公務員等の多種多様なバックグラウンドを持っている。

当研究会では、2021年度の研究テーマとして「会社内の不正の予兆・兆候管理」に取り組み、その研究の中で、過去に発生した上場会社における会社資産流用事件の犯行手口、発覚の端緒等を調査・分析した。

上場会社における資産流用事案の手口と発覚の端緒等の特徴を明らかにすることによって、同種事案が白日の下にさらされる経緯を類型別にまとめ、もって同種事案の予兆・兆候を効率的・有効的に把握することを目的としている。

上場会社の経営者、取締役会や監査役会、管理部門、内部監査部門や、監査法人や顧問弁護士等の日常実務の参考となれば幸いである。

第2 統計情報の収集方法及び留意点

当研究会は、上場会社の不祥事案等の適時開示や調査委員会報告書の開示を網羅的に収集していると定評の高い「第三者委員会ドットコム」のホームページに引用されている事案のうち、2016年7月から2022年4月までの5年10か月間で、横領・背任・詐欺・窃盗等に該当する可能性のある会社資産流出事件を抽出した。その結果、上記期間で64事案を選定することができた。

本報告書は、当該64事案に対する分析をとりまとめたものである。

なお、以下のとおり留意事項がある。

まず、当研究会は、上場会社の適時開示や調査報告書等のプレスリリースで公表されている事実関係にのみ依拠しており、それ以外の事実には依拠していない。また、当研究会は、上場会社が開示した内容の真実性について調査をしていない。すなわち、上場会社が行った適時開示やプレスリリースの内容の真偽を検討することや、調査報告書に対して批評を加えることを目的とするものではない。

次に、当研究会が調査対象とした64事案は、いずれも上場会社が適時開示・任意開示の必要性があると判断した事案であるので、過年度決算訂正に及ぶ可能性がある事案など相応の規模と悪質性のある事案であると考えられる。したがって、上場会社が適時開示・任意開示に及ばないと判断された小さな事案については、我々の調査対象となっていない。

第3 研究結果

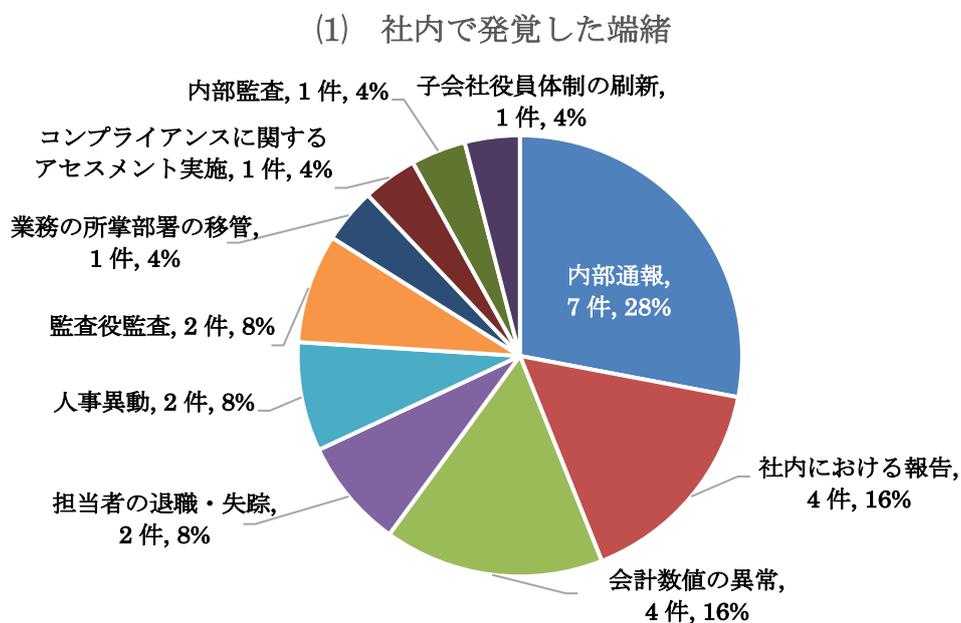
1 調査対象事案の分類

調査対象事案の詳細・分類等は、別紙「会社等資産流用事件一覧表」のとおりである。

2 分析、考察

調査対象とした64事案のうち、発覚の端緒が社内のものが25件、社外のものが30件、調査報告書からは不明のものが9件であった。なお、社内調査を発覚の端緒とする5件については、その社内調査をするに至った契機が調査報告書から読み取ることができなかつたため、発覚の端緒を「不明」とした9件に含めた。

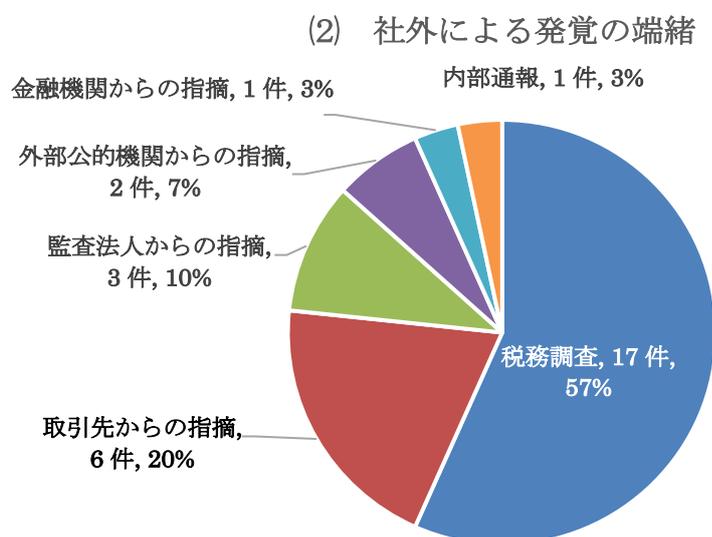
(1) 社内で発覚した端緒



①内部通報が7件（社内の発覚の端緒における割合28%）、②社内における報告（自己申告を含む。）、会計数値の異常が各4件（16%）と続き、③担当者の退職・失踪、人事異動、監査役監査が各2件（8%）、④業務の所掌部署の移管、コンプライアンスに関するアセスメント実施、内部監査及び子会社役員体制の刷新が各1件（4%）であった。

内部通報と社内における報告が合計11件で44%という高い割合を占めている。内部通報及び社内における報告によって判明した事案では、架空取引を利用した金員の不正取得とキックバックの手口が多くなっており、これらが社内不正の代表的な手口であることに鑑みれば、不正の兆候管理の一手段として、内部通報制度等によって広く会社内の情報を収集する必要性が高いことが改めて浮き彫りとなった。

(2) 社外による発覚の端緒

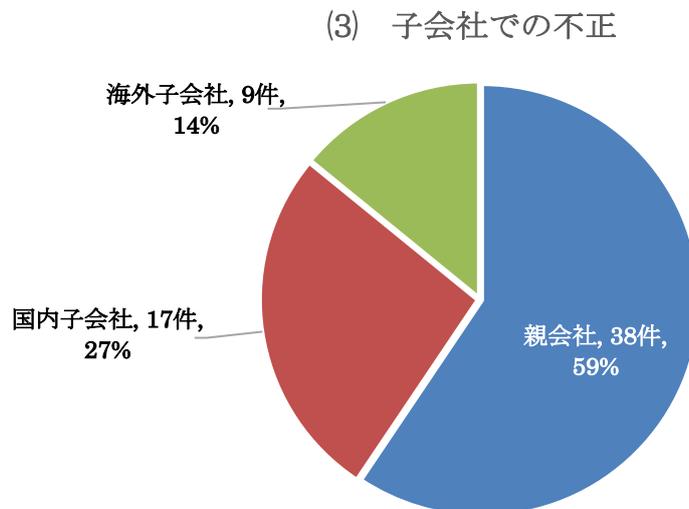


①税務調査が17件あり、社外の発覚の端緒の中で57%を占めている。社内外を合わせた全体の端緒の件数としても最多となっており、重要な端緒になっている。これに、②取引先からの指摘（6件、20%）、③監査法人からの指摘（3件、10%）が続き、④外部公的機関からの指摘が2件（7%）、⑤金融機関からの指摘と⑥取引先からの内部通報が各1件（5%）であった。

①税務調査によって判明した不正は、水増し請求や架空取引を利用した金員の不正取得の事案が多数を占めている（10件）。この点、調査報告書からは明らかでないものの、上場会社に対する税務調査によって発覚する場合だけでなく、取引先に対する税務調査の過程において、水増し請求や架空取引が判明するケースもあると考えられる。

また、取引先からの端緒としては、②取引先からの指摘のほか、⑥取引先からの内部通報が端緒になっている事案がある。取引先等の社外関係者からの情報収集をできる体制を整備する必要性が高いことが分かった。

(3) 子会社での不正



調査対象とした64件のうち、親会社(連結会計を採用していない会社を含む。)で不正が発生した事案が38件であるのに対し、連結子会社で不正が発生した事案が26件であり(そのうち、国内子会社が17件、海外子会社が9件)、子会社での発生割合が4割に上っていた。これは、子会社に対する親会社の管理が及びにくく、不正の温床になりやすいという現実を表しており、子会社管理の難しさを示すものといえる。

3. 公認不正検査士としてすべきこと

(1) 会社が備えるべき体制等

公認不正検査士は、会社に対し、上記分析結果を周知するとともに以下の施策の重要性を説明することによって、不正の予兆・兆候管理及び不正発見に関する全社的な感度を上げ、適切な体制整備措置をとるよう提言する。

- ① 内部通報制度を整備し、内部通報をしやすい風土を醸成すること。
- ② 内部通報窓口の受付対象を取引先やサプライチェーンに拡大するなど、取引先等からの情報収集に努めること。
- ③ 人事ローテーションの在り方を検討し、人事異動・退職等を不正発覚の端緒に利用すること。
- ④ 上記分析結果によれば、監査役監査や監査部門監査等で不正が発見される割合は低いので、監査部門等に任せきりにせず、経営陣が率先して不正の予防と発見に努めるべきであること。
- ⑤ 子会社・関連会社における不正の予防と発見統制が重要であること。

⑥ 社内研修等において、不正の予兆・兆候管理に関する具体的なイメージをもつよう説き、不正の未然防止対策の整備に役立てること。

(2) 個々の公認不正検査士が行うべき対応

① 社内外の様々な情報が不正の兆候となり得ることを自覚し、その兆候を見逃すことなく、コンプライアンス部門・人事部門と連携して早期に極秘社内調査を実施するなど対応することで、早期発見につなげて被害を最小限に食い止める。例えば、分不相応な生活をしている営業部門の社員の情報を得た場合、これを不正の予兆・兆候と理解して、取引先などとの癒着がないかを調査する。

② 社内外の類型化された発覚の端緒ごとに（例えば、税務調査時、内部通報時、人事異動時など、類型化された発覚の端緒の場面ごとに）、不正調査体制、初動対応時の留意点の作成、想定される調査方法などの平時の準備を行い、これにもとづき調査をリードする。

③ 社外の調査機関（税務当局）・捜査機関や外部の会計監査人からの不正に関する指摘があった際には、直接担当者から不正に関する情報を確認した上で、事案概要や今後対処すべき事項を会社経営層（取締役）に具体的かつわかりやすく説明し、監査役などと連携して、部外の専門家（弁護士・公認会計士）などとともに、早期に対応する体制を確立したうえで、証拠保全や訴訟を念頭においた不正調査をリードする。

以 上